

地域計画

策定年月日	令和7年3月31日
更新年月日	令和8年3月31日 (第1回)
目標年度	令和16年度
市町村名 (市町村コード)	三田市 (28219)
地域名 (地域内農業集落名)	広沢 広沢

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。□

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	2.8 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	2.8 ha
② 田の面積	2.8 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	0.0 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	0.6 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	1.9 ha
(参考) 区域内における75才以上の農業者の農地面積の合計	0.6 ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	0.4 ha
(備考)	

- 注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。
 2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。
 3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。
 4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。
 5:(参考)の区域内における75才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。
 6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

今後、集落内の農業者の高齢化が進む中、担い手の確保が難しく、持続可能な農業を維持することが課題です。農業従事者の高齢化のため、担い手不足が進行しつつあります。後継者の確保が課題です。収益性の悪化により、農業を維持することが困難となってきています。担い手の高齢化も進んでいることから、さらなる農作業の省力化が求められます。今後は他地域の農業経営者(法人、認定農業者など)との連携が必要です。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

今後も引き続き、普通米(コシヒカリ等)の水稻栽培を中心とします。放棄田、放棄畑を引き受けるために営農組合の存続に力をいれていきます。収益確保のために高収入作目の栽培について検討を行います。減農薬及び有機栽培を順次進めていく検討を行います。若手農業者への経営移譲を視野にいれていきます。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針

規模縮小や離農が生じた場合、該当農地の隣接農業者や集落営農組合を中心に集積、集約化を図ります。担い手への農地の集積・集約を図ります。地域内農業者と調整しながら計画的に農地利用を進めます。今後の不足の事態に対応するために、他地区との農業経営者との連絡を密にとっていきます。規模拡大の意向がある担い手農家に農地を集積・集約していきます。

(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標

現状の集積率	11 %	将来の目標とする集積率	78 %
--------	------	-------------	------

(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標

規模拡大意向のある担い手農家に農地を集積していきます。地域内農業者(及び地権者)と調整しながら計画的に農地利用を進めます。収益性の改善に向けて、地域の担い手に農地を集積・集約していきます。

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組
面積の拡大を進めます。 担い手への農地集積を進めます。
(2)農地中間管理機構の活用方法
地域計画策定後は農地バンクを利用して農地の賃貸借を進めます。農地バンクを利用して段階的に集積・集約化します。地域計画策定後は農地中間管理機構を利用して農地の賃貸借を進めます。農地中間管理機構を利用して段階的に集積・集約化します。
(3)基盤整備事業への取組
耕作しやすい農地へ整備し担い手へ集積します。換地等で耕作地を大規模化します。少人数での作業や効率化等が可能とする体制整備に取り組む必要があります。今後必要となることは理解はしているが、農地所有者等の理解を得て検討をしていきます。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組
他地区の農業者や新規就農者等の意見交換や情報交換等を行うとともに関係期間と連携して安定した経営基盤を確立していきます。地区内外から多様な経営体を募り、担い手として育成していくため関係機関と連携し、取り組んでいきます。地域の農地は地域で守っていくことを基本とするため、若手担い手や規模拡大意向農家を募ります。若手オペレーターの育成を行うとともに、スマート農業の導入を検討します。地区外の新規就農者や担い手の受け入れを検討します。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組
地区主体で農業を継続します。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組内容】

--

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和 年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
利用者		水稻、野菜	0.636 ha	ha		0.636 ha	ha	1	
到達			ha	ha		0.548 ha	ha	2	
認農		水稻	0.322 ha	ha		1.646 ha	ha	3	
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
計			0.958 ha	0 ha		2.830 ha	0 ha		

注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。
 2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。
 3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。
 4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。
 5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができませんが、個人情報保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。

